
令和6年度
クラウドファンディング活用促進事業補助金
募集要項

郡山市 市民部 市民・NPO 活動推進課

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号（市役所西庁舎3階）

TEL：024-924-3471 FAX：024-931-5186

E-mail：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

目次

1	事業の概要・目的	3
2	対象プロジェクト	3
3	応募資格	3
4	補助対象経費	3
5	補助内容	4
6	申請方法	4
7	プロジェクト実行までの流れ	5
8	実績報告	5
9	クラウドファンディング活用促進事業 Q & A	6

1 事業の概要・目的

市民活動団体に自立的な資金調達を促すとともに、市民公益活動を支援するため、クラウドファンディングを活用して資金を調達する市民活動団体に対し、クラウドファンディング運営事業者に支払った手数料を補助します。

(※1) 市民活動団体…町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体及び特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他の団体で市民公益活動を継続的に行うもの

(※2) 市民公益活動…自主的かつ自発的に行う不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動（次に掲げるものを除く。）

- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 対象プロジェクト

クラウドファンディングを活用して補助対象者自らが企画及び立案し、実施するもので、市民生活の向上や地域の振興に貢献すると認められる市民公益活動

3 応募資格

本事業に申請できる市民活動団体は、次の要件を満たすものとします。
なお、同一の補助対象者につき、同一の会計年度内に1回に限ります。

- (1) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがあるもの
- (2) 団体の活動拠点が市内にある市民活動団体であって、市内において市民を対象とした活動を行うもの
- (3) プロジェクトをサイトに公開するために事業者と契約を締結している、又は事業者に必要な申請をし、許諾を得ているもの
- (4) 補助金の交付の申請時に納期の到来している市税の滞納がないもの
(法人格を有しない市民活動団体にあっては、代表者に滞納がないもの)

4 補助対象経費

クラウドファンディング運営事業者に支払った利用手数料

- 消費税及び地方消費税は対象外です。
- 補助金額は、千円未満の端数を切り捨てます。
- 調達した資金の額が、あらかじめ設定した目標金額を超えたことによる補助対象経費の増額の申請はできません。
- 交付申請後にプロジェクトが不成立になった場合は、変更の手続きが必要です。

5 補助内容

補助率：対象経費の10分の10

限度額：20万円

6 申請方法

申請は随時受け付けしています。予算上限（40万円）になり次第終了

申請を希望する場合には、事前に相談してください。

申請は、以下（4ページ）の書類を市民・NPO活動推進課（郡山市役所西庁舎3階）まで提出してください。（土・日曜日、祝・休日を除く、8時30分～17時15分）

所定の様式は、市民・NPO活動推進課に備えてあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

市ウェブサイト：ホーム > メニュー > くらし > まちづくり > 市民活動への支援 >
クラウドファンディング活用促進事業補助金



〔提出書類〕

No.	提出書類
1	補助金等交付申請書（第1号様式 規則第4条関係）
2	収支予算書
3	事業計画書（第1号様式）
4	市税納税状況確認同意書（第2号様式）
5	事業者と締結した契約書の写し等
6	事業者に出した応募申込書等プロジェクトの詳細が確認できる資料
7	規約、会則、定款等の写し
8	構成員名簿
9	規約等で団体の活動拠点が明らかでない場合は、団体の活動拠点が確認できる書類

また、団体が法人で、電子証明書をお持ちの場合は、郡山市オンライン申請サービスにより、申請ができます。詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

※電子証明書は次のいずれかをお持ちの方が対象です。

- ・ 商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子証明書）
- ・ TDB 電子認証サービス TypeA の電子証明書
- ・ e-Probatio PS2 サービスの電子証明書
- ・ AOSign サービスおよび法人認証カードサービスの電子証明書

市ウェブサイト：ホーム > くらし > まちづくり>

市民活動への支援 > 郡山市クラウドファンディング活用促進事業補助金



7 プロジェクト実行までの流れ



- プロジェクトをサイトに公開する前に補助金の交付申請をしてください。
- 令和7年3月31日までに、クラウドファンディング利用手数料の支払いを完了してください。

8 実績報告

クラウドファンディングによる資金調達が完了した時は、規則及び要綱に基づき、調達した資金の振り込みがあった日から30日又は令和7年3月31日のどちらか早い日までに、事業の実績報告をしてください。

〔提出書類〕

No.	提出書類
1	補助事業等実績報告書（第7号様式 規則第14条関係）
2	実施状況報告書（第3号様式）
3	収支決算書
4	事業者がクラウドファンディングに係る利用手数料を支払ったことが確認できる書類の写し

9 クラウドファンディング活用促進事業 Q&A

Q：公開資金調達期間が翌年度にわたる補助申請はできますか？

A：申請できません。年度末までに、クラウドファンディング利用手数料の支払いを完了し、資金の振り込みがあった日から30日又は年度末までのどちらか早い日までに、実績報告が必要です。

Q：目標金額より多く資金が集まった場合、当初申請した補助金は増額してもらえますか？

A：増額はできません。あらかじめ設定した目標金額を超えたことによる対象経費の増額の申請はできません。

Q：早期振り込みプランにかかる手数料は対象になりますか。

A：対象になりませんので、事業運営サイトの振込までのスケジュールを事前によく確認しておいてください。

Q：補助金はいつ受け取れますか？

A：原則として、調達した資金の振り込みが完了し、実績報告書を提出いただいた後に補助金を交付します。